

**JIS Q 45001 (ISO 45001) 認証に係る
認定の指針**

JAB MS310:2022

第 1 版 : 2022 年 11 月 29 日

公益財団法人日本適合性認定協会

目 次

	ページ
1. 適用範囲.....	3
2. 課題の特定、この文書の目的.....	3
3. 関連文書.....	3
4. この文書における用語の意図.....	4
5. 特定された課題に係る指針.....	4

1. 適用範囲

この文書は、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「本協会」という。）が、JIS Q 45001 (ISO 45001)（以下、「JIS Q 45001」という。）に係る認証を行うマネジメントシステム認証機関の認定活動に適用する。

2. 課題の特定、この文書の目的

JIS Q 45001 認証について、特に、組織の請負者が行う活動と JIS Q 45001 認証との関わりにおいて、次の点で、適切性の評価に支障がでている。については、これらの考え方を明確にし、一般に公表することによって、認証機関、被認証組織における適切な理解を支援する。

(1) JIS Q 45001 認証範囲の設定、JIS Q 45001 認証審査工数計算の基礎となる有効要員数の特定

JAB NS512 では、MS 認証範囲にかかる基本的考え方が示されている。また、IAF MD5 1.9 項では、JIS Q 45001 認証審査工数計算の基礎となる有効要員数にかかる規定がある。一方、請負者が行う活動について、JIS Q 45001 認証範囲との関係を明示した規定や資料がない。

(2) JIS Q 45001 認証文書における認証範囲の表記

JAB NS512 では、MS 認証範囲の表記にかかる基本的考え方が示されている。一方、JIS Q 45001 認証範囲について、組織の請負者が行う活動との関係を含め、第三者に対し誤解を与えないよう、当該認証範囲を適切に表現するために参考となる規定や資料がない。また、JAB NS512 では、MS 認証範囲にかかる基本的考え方として『認証範囲は、製品・サービスの一連の業務プロセス全体を含むこと』と示されているが、「一連の業務プロセス」を明示的に示した規定や資料がない。

この文書は、本協会が、JIS Q 45001 認証に係る基本的な考え方を指針として示すものである。認定基準及び認証規格の要求事項の解釈の一貫性を保つため、JIS Q 45001 に係る認定、認証活動において積極的に活用されることが期待される。

3. 関連文書

JIS Q 45001 (ISO 45001)	労働安全衛生マネジメントシステム-要求事項及び利用の手引
JIS Q 17021-1 (ISO/IEC 17021-1)	適合性評価-マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項-第1部：要求事項
IAF MD5	品質、環境及び労働安全衛生マネジメントシステム審査工数決定のための IAF 基準文書
IAF MD22	労働安全衛生マネジメントシステム（OH&SMS）認証のための ISO/IEC 17021-1 適用に関する IAF 基準文書
JAB NS512	マネジメントシステム認証に関する基本的な考え方－認証範囲及びその表記－

4. この文書における用語の意図

この文書における用語の意図を次に示す。その他用語の定義は、関連する規格や文書で示された定義による。

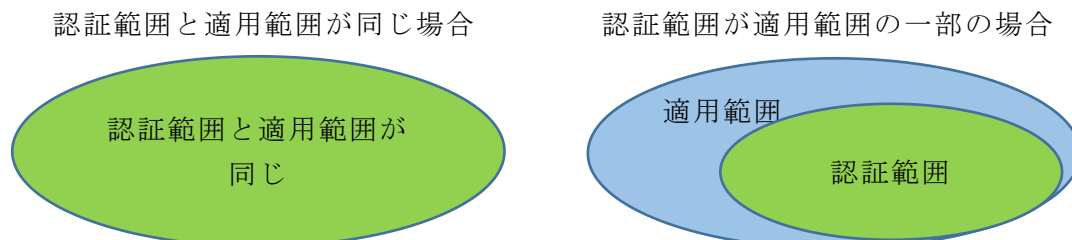
用語	意図
適用範囲／ OHSMS 適用範囲	JIS Q 45001 簡条 4.3 に基づき組織が決定する OHSMS 適用の範囲。
認証範囲／ JIS Q 45001 認証範囲	組織による JIS Q 45001 認証申請に基づき、認証機関が審査を行い、その審査結果に基づき認証機関が決定する認証の範囲。認証範囲では、組織名称、活動、製品及びサービス、地理的所在地（境界）が示される。認証の形態によって、組織とは別法人の関連会社が認証範囲に示される場合もある。
審査範囲	組織の JIS Q 45001 認証申請、又は認証機関により作成される認証審査プログラムに基づき、実施される審査の範囲。審査範囲は、通常、認証範囲と同じである。但し、例えば、複数サイトを有する認証の場合、認定基準（例：JIS Q 17021-1 9.1.5）によって、サイトのサンプリング手法が認められるケースがあり、すべての審査種類について審査範囲が認証範囲より小さな範囲となり得る。また、サーベイランス審査及び特別審査においては、認定基準（JIS Q 17021-1 9.6.2.2、9.6.4）によって、部分的な審査が認められており、審査範囲が認証範囲より小さな範囲となり得る。
有効要員数	有効要員数は、JIS Q 45001 認証審査工数計算の基礎として使用されるもので、IAF 発行の IAF MD22、IAF MD5 に基づき試算される。
×××の製造	現材料の受入、保管、製造中及びその前後の工程内における材料・製品の移動、加工、包装・梱包、完成品の保管・養生、出荷作業等が含まれる。また、こうしたプロセスの支援を行う警備プロセス、装置の保守、修理も含まれ得る。

5. 特定された課題に係る指針

(1) JIS Q 45001 認証範囲の設定、JIS Q 45001 認証審査工数計算の基礎となる有効要員数の特定

① OHSMS 適用範囲と JIS Q 45001 認証範囲の相関、JIS Q 45001 認証範囲の設定
次の図は、組織の OHSMS 適用範囲と JIS Q 45001 認証範囲の相関を示している。

JIS Q 45001 認証範囲は OHSMS 適用範囲と同じ、又は OHSMS 適用範囲の一部と設定されることがある。



JIS Q 45001 認証は、働く人の安全や健康を守り、労働安全衛生水準の向上をはかるといふ OHSMS の目的に貢献する認証であるべきである。 また、JIS Q 45001 認証範囲は、JIS Q 45001 が取り扱う利害関係者に関連する、製品及びサービスの一連の業務プロセス全体、また、認証対象となる地理的所在地で行われている活動の全体を含むことが望ましい。組織から申請された範囲が、その一部に限定されている場合、認証機関は、組織に対して、組織の施設内及び施設外（一時的サイト等）で働く人のうち申請範囲に含まれていない人の詳細情報を入手するとともに（IAF MD22 G9.1.1 参照）、当該認証の実効性が損なわれる可能性を組織に伝え、全体での認証申請を勧めることが期待される。

② JIS Q 45001 認証審査工数計算の基礎となる有効要員数の特定の考え方

JIS Q 45001 認証審査工数計算の基礎となる有効要員数の特定について、IAF MD5 1.9 項では、「OH&SMS について、有効要員数には、組織の管理下又は影響下であり、組織の OH&SMS パフォーマンスに影響を与え得る、労働又は労働に関わる活動を行う請負者及び下請負者の要員も含まなければならない。」とある。

この中に、「JIS Q 45001 認証範囲に含まれる場合」とは明記されていないが、この規定の意図は、JIS Q 45001 認証範囲に含まれる場合、同項に記載の請負者及び下請負者の要員も有効要員数に含まなければならない、という意図である。

従って、JIS Q 45001 認証範囲に請負者や下請負者が含まれる場合、IAF MD5 1.9 項に基づき、これらの者を JIS Q 45001 認証審査工数計算の基礎となる有効要員数に含めることが求められる。

③ JIS Q 45001 認証活動における請負者が行う活動の評価に基づく認証範囲の決定

JIS Q 45001 の規定や関連法令、業界ガイドライン、組織と請負者との間の契約、労働安全衛生リスクの程度等を考慮し、請負者のどのような活動が、組織の管理下又は影響下であり、組織の労働安全衛生パフォーマンスに影響を与え得るといえるか、認証機関として一定の評価基準をもち、これを踏まえ、認証機関は、申請レビュー、認証審査、認証決定等、認証活動の各段階において、請負者が行う活動と組織から申請された範囲との関係について、評価、確認することが望ましい。

例えば、組織の請負者が、認証範囲の対象となる地理的所在地においてサービスを

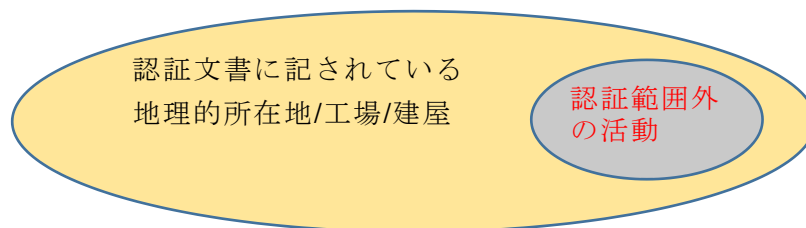
提供している場合、認証機関は、JIS Q 45001 認証範囲の決定に当たって、当該請負者の活動を JIS Q 45001 認証範囲に含める必要性が、申請レビューや認証審査において適切に評価されていることを確認することが期待される。

なお、組織の請負者が認証範囲の一連の業務プロセスに関与する場合は、組織の労働安全衛生パフォーマンスに影響を与え得る活動に該当する。

(2) JIS Q 45001 認証文書における認証範囲の表記

① 認証文書に記されている地理的所在地／工場／建屋に、認証範囲に含まれない請負者が行う活動がある場合の適切な表記

次の図は、認証文書に記されている地理的所在地／工場／建屋に、認証範囲に含まれない請負者が行う活動があるイメージを示している。



例えば、認証文書に記されている地理的所在地にて、認証範囲に係る請負者が行う活動があり、前 5(1)③による評価・決定に基づき当該活動が認証範囲に含まれていない場合、当該所在地内に、認証範囲に含まれていない活動があることが明らかになるよう、また、当該所在地で行われる活動のすべてが認証範囲に含まれているとの誤解を認証の利用者に招かないよう、これを認証文書で明示する必要がある。

一例として、請負者が行う「保管・出荷」の活動が認証範囲に含まれていない場合、次のとおり、認証文書にてこれを明示することが求められる。

組織名称：XYZ 株式会社

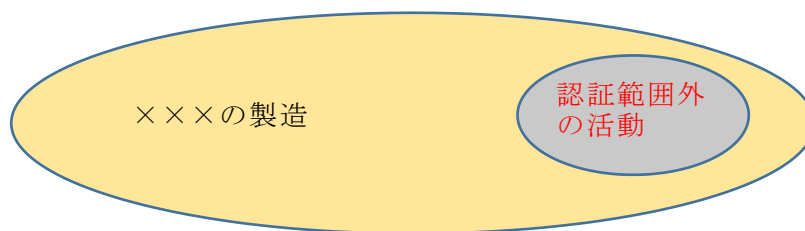
所在地：東京都港区〇丁目〇番地〇号

認証範囲の活動：×××の製造（但し、請負者 A が行う「保管・出荷」を除く（注））

注：例えば、複数の請負者が「保管・出荷」の活動を行っており、そのうちの一部請負者が行う「保管・出荷」のみが認証範囲から除かれる場合、請負者の特定が必要となる場合も想定される。

② 製造業の事例として、「×××の製造」といった場合、どのようなプロセスが含まれるか。そのうち、一部を認証範囲から除外する場合の適切な表記

次の図は、認証文書中、認証範囲の活動「×××の製造」という場合において、認証文書に記された地理的所在地で行われる一連の製造プロセスのうち、認証範囲に含まれない請負者が行う活動があるイメージを示している。



前4の「この文書における用語の意図」で示しているように、「×××の製造」といった場合、原材料の受入、保管、製造中及びその前後の工程内における材料・製品の移動、加工、包装・梱包、完成品の保管・養生、出荷作業等が含まれる。また、こうしたプロセスの支援を行う警備プロセス、装置の保守、修理も含まれ得る。

参考として、次に、一連の製造のプロセスを主要プロセスで区分けして記す。

- ・ 原材料の受入
- ・ 加工
 - 金属加工業における加工の例：鋳造、焼結、溶断、切削、研磨、組立等
 - 食品製造業における加工の例：原料調整、充填、ろ過、殺菌、冷却等
- ・ 検査
- ・ 梱包
- ・ 部品・半製品・資機材の構内運搬
- ・ 保管・出荷
- ・ 設計・開発、生産管理、製造技術、保全、ユーティリティ、IT、営業、販売

認証範囲の活動「×××の製造」という場合において、上記製造プロセスのうち、認証文書に記された地理的所在地で請負者が行う活動が認証範囲に含まれていない場合、当該所在地で行われる一連の製造プロセスすべての活動が認証範囲に含まれているとの誤解を招かないよう、これを認証文書で明示することが求められる。

一例として、請負者が行う「検査」の活動が認証範囲に含まれていない場合、次のとおり、認証文書にてこれを明示することが求められる。

組織名称：XYZ 株式会社

所在地：東京都港区〇丁目〇番地〇号

認証範囲の活動：×××の製造（但し、請負者Aが行う「検査」を除く（注））

注：例えば、複数の請負者が「検査」の活動を行っており、そのうちの一部請負者が行う「検査」のみが認証範囲から除かれる場合、請負者の特定が必要となる場合も想定される。

なお、認証機関が、認証範囲に含まれる請負者及び当該請負者が行う活動を認証文書に漏れなく明示するという規定にしている場合、このような明示がない請負者が行う活動は、認証範囲外であることを意味するため、必ずしも当該請負者が行う認

証範囲外の活動を明示する必要はない。ただし、いかなる場合においても、認証範囲の表記について、認証の利用者に誤解を招くものでないことを確実にする必要がある。

附則：第1版は、次のとおり、適用を開始する。

初回・拡大審査：2023年1月5日以降に申請を受理する認定審査

その他：2023年1月5日以降に立案する認定審査

改 定 履 歴（公開文書用）

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者
1	新規発行	2022-11-29	MSマネジャ ー	技術部長

公益財団法人 日本適合性認定協会

〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 2-3

NMF 芝ビル 2F

Tel.03-6823-5746 Fax.03-5439-9586

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。